泊発電所3号炉審査資料						
資料番号	資料4-3					
提出年月日	令和4年12月19日					

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング目	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221202-04	1	とりまとめた資料-1) " 屋外タンクの耐震化"との表現について、タン クの基数の変更による図の修正であるならば、背 景と修正内容の説明を追加すること	R4. 12. 2	本日回答		修正を行った背景と修正内容の説明を追加した。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る畜審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力パウングリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」・p. とりまとめた資料1	
221202-05	-	とりまとめた資料-2) 1次冷却系のF&Bで、再循環運転の切り替えについて、類似したシステム"となっているが、自動で 運転される大飯と、人の判断が介在して手動で運 転する泊は異なる。類似という表現はふさわしく ないので、記載を適正化すること。また、自動で はなく、手動(半自動)にした設計思想等につい ても説明すること。	R4. 12. 2	本日回答			資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必 要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況誤明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための 手順等(SAT102-9 r. 4. 2)」 ・p. とりまとめた資料-2	
221202-06	3	とりまとめた資料-3:記載方針の相違②) 大飯には掲載されていない概要図を, なぜ追加したのかわかるように記載を追加すること	R4. 12. 2	本日回答		大飯には掲載されていない概要図を泊が追加した理由について相違理由へ追記した。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力パウンタリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」・p. とりまとめた資料-4	
221202-07	4	とりまとめた資料-3:記載方針の相違③) 主素気逃がし弁の機能回復の手順着手の判断基準 に係る記載で、大飯に対して泊の記載が多い部分 について、先行例があることの説明を追加するこ と。	R4. 12. 2	本日回答		していない場合又は1次冷却材喪失事象が同時に発生していても蓄圧タンクが動作するような圧力まで急激に低下しないような規模の漏えいである場合に、主蒸気逃がし弁の現場手	要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2	
221202-08	5	全体) 灰色ハッチングについて凡例の説明を追加すること	R4. 12. 2	本日回答		比較表の灰色ハッチングとする凡例をヘッダーへ追加した。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」・p. とりまとめた資料-1	
221202-09	6	1. 2-5) ※が緑	R4. 12. 2	本日回答		色別の誤りのため黒字へ修正。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2原子炉冷却材圧力バウンタリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r.4.2)」・p.1.2-5	
221202-10		1.2-1) c.(b)に"自主対策設備"を記載する必要性について、BWR審査を踏まえて説明すること。	R4. 12. 2	本日回答		ては, 泊は当該手段に対して自主対策設備を設けていないため, 項目名が「重大事故等対処設備」となる。女川も他の審	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」・p. 1.2-1	

泊発電所	泊発電所3号炉審査資料					
資料番号	資料4-3					
提出年月日	令和4年12月19日					

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221202-12	8	1.2-15) 大飯:タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作) 泊:タービン動補助給水ポンプとなっている。当該条文の中,技能の中での横並びの他,設備,有効性との横並びも確認すること	R4. 12. 2	本日回答		動操作)」は記載せず、対応手段名や手順名へ「現場手動操作によるタードン動補助給水ポンプ・・・トラボースト	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 12 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4. 2)」・p. 1. 2-18, 38, 44, 45, 46	
221202-13	9	1.2-18) もともと主蒸気逃がし弁に関する記載に対し、配管も追加したため、文章が成立しなくなっている。全般的にこのような記載の変更となっていないか確認し、適正化すること	R4. 12. 2	本日回答		現場手動操作による主蒸気逃がし弁を重大事故等対処設備として位置付ける記載について、主蒸気逃がし弁とそれ以外の設備の文章を分割することにより、記載を適正化した。また、当該箇所以外にこのような記載がないことを確認した。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必 要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための 手順等(SAT102-9 r.4.2)」 ・p.1.2-18	
221202-14		1.2-19) 流路と給電に使用する設備を列挙しているが、女 川審査実績(列挙していない)を踏まえて、必要 であれば適正化すること	R4. 12. 2	本日回答		自主対策設備とする理由に記載する設備については、PWR先行プラントの審査実績を踏まえて対応手段の選定結果で挙げた設備をすべて記載していたが、女川の審査実績を踏まえて理由を説明するために必要な設備のみの記載へ見直した。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る舎客査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r.4.2)」 ・p.1.2-19	
221202-15		1.2-19) 「炉心冷却が必要となるまでに間に合わない」と する記載表現について、女川での類似の記載を参 考にするなどして、泊や大飯の記載の妥当性を検 討し、分かり易く適正化すること。	R4. 12. 2	本日回答		し弁の機能回復」に使用する設備を自主対策設備とする理由	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r.4.2)」 ・p.1.2-19	
221202-16		全体) 原子炉"圧力"容器内,51m倉庫車庫など 設備名を適正化すること	R4. 12. 2	本日回答		設備名の適正化については継続して実施する。なお、コメント欄に記載の設備名称の適正化については以下のとおり。 【原子炉圧力容器】・本文中の記載については「原子炉容器」へ修正し記載を適正化。ただし、第1.2.2表「監視計器リスト」の監視項目である「原子炉圧力容器内の水位」等の記載については、技術的能力1.15 (計装) において要求事項に合せた記載表現としていることから、技術的能力1.15 (計装) に倣った記載としており、大飯と同様。 【51m倉庫車庫】・「51m倉庫・車庫」へ修正し記載を適正化。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況設開資料 比較表 12 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」・p. 1.2-20,65,90	
221202-17		1.2-29) BWRでは"○時間以内"ではなく"○分以内"に統 一されているので,必要に応じて記載を適正化す ること	R4. 12. 2	本日回答		は「○分」へ記載を見直し。ただし、評価や計算の結果等の 時間については、原則「○. ○時間」と記載する。	資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力がウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」 ・p. 1. 2-29,88	
221202-18		1.2-27,29,31等) 「蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。」の記載について、「なお」の有無、海水や淡水の記載の有無が統一されていないので、確認した上で必要に応じて適正化すること。	R4. 12. 2	本日回答			資料4-2「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT102-9 r. 4.2)」 ・p. 1. 2-27, 31, 33	